

令和7年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第3回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：令和8年2月13日（金）10：00～12：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室（Web会議併用）
- ・ 出席者：中埜座長、荒木委員、佐久間委員、田中委員、外内委員、林委員、藤原委員、若松委員

2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

(1) 調査手続の改善

- 2次調査による判定が行われた後に、再調査を1次調査による方法で行ってほしいと言われた場合の対応についても検討が必要ではないか。
- 再調査というものの定義がないため、2次調査を受けて判定が下がった場合に、1次調査による方法で再調査を依頼するというのも、今の指針の書き方だとできてしまうのではないか。
- 水害用のリーフレットにおける例示について、浸水深が床上0.1m以上1m未満でも、1次調査と2次調査によって判定が3パターン程度生じうることについて、具体的なケースとしてもう少しわかりやすく記載できないか。

(2) 第1次調査の適正化

【床の傾きの評価方法の見直し】

- 水平器における目盛線の読み方についても説明があるとよい。
- 水平器を当てて計測する「沈下前は水平であった面」について、沈下前に水平であったかどうかは確認できないのではないか。
- 床の傾斜の推定方法に係る説明文について、一見すると、床を測りたいのになぜまた外壁の傾斜を測るのか、読み手が混乱してしまわないか。
- 床の傾斜を推定している旨がはっきりとわかるように説明を修正すべきではないか。
- 例えば、「一の外壁における水平面の平均的な傾斜を測定するため」などであれば、測るのは外壁けれども、水平方向の傾斜を測ろうとしている旨がわかるのではないか。

【1次調査における判定方法の拡充】

- 液状化等の被害認定フロー図において、「いずれにも該当」と「いずれかに該当」という文言が揃って記されている。見間違いを防止する観点から、明らかに違いがわかるような文言とすべきではないか。

(3) その他

- 住家の潜り込みによる判定について、液状化以外にも土砂の流入等による場合も想定している旨がわかる説明が必要ではないか。潜り込みというと、埋もれる場合も含むということがイメージしづらい。どういう要因で生じるものを想定しているのかを記載すべき。
- 液状化被害用の調査票がわかりにくい。例えば、2次調査用の調査票では、同じ欄に「25」と「35」2つの数字が並んでおり、読み方がなかなかわかりにくい。また、どういう場合に調査票6番に進むのかもわからない。ク（1階の床面積割合）に10～30の数字を乗じていることも趣旨がわかりにくい。間違いが多くなってしまいそうな懸念がある。
- 液状化被害に係る2次調査用の調査票6番の項目は、あくまでも調査員のメモ程度のものに過ぎないのではないか。
- 調査票は、コンパクトにまとめることに注力しすぎず、現場が混乱しないような方針で一度再考いただくのがよいのではないか。
- 参考資料（損傷程度の例示）で、水害の外壁及び建具が破壊されている場合の1次調査に係る例示写真についてもわかりやすくしてほしい。一見すると外壁に被害が生じているかわかりにくいものがある。
- 浸水深による判定にあたって、床の高さの効率的な判断方法についてもあるとありがたい。
- 住家の潜り込みによる判定について、堆積深は最も浅いところで測る旨が、参考資料（損傷程度の例示）でもわかりやすく記載してもらえるとありがたい。

(以 上)